

家具転倒防止器具等 購入費補助制度の拡充

これまで実施してきました家具転倒防止器具等購入費補助制度を、令和6年度より拡充します!!

【拡充概要】

- ①避難行動要支援者がいる世帯及び母子家庭等世帯に対する補助率を廃止
- ②その他の世帯に対する補助金の額を増額

① 避難行動要支援者がいる世帯及び母子家庭等世帯に対する補助率

現行 購入費の2分の1を補助



拡充後 購入費の全額を補助
(10,000円を上限)

② その他の世帯に対する補助金の限度額

現行 3,000円を上限



拡充後 5,000円を上限

家具転倒防止器具等 購入費補助制度



©稲沢市 いなっピー

【補助対象器具等】

L字型金具、ベルト、チェーン、伸縮棒、ストッパー、
開閉防止器具、感震ブレーカー※、ガラス飛散防止フィルム 等

【補助率】

- ① 補助対象世帯の内①～③いずれかに該当する世帯は**購入費の全額**
- ② 補助対象世帯の内④に該当する世帯は**購入費の2分の1**

【補助金限度額】

補助対象世帯の内①～③いずれかに該当する世帯は**10,000円**

補助対象世帯の内④に該当する世帯は**5,000円**

※100円未満は切り捨て

【補助対象世帯】

- ① 満65歳以上の高齢者がいる世帯
- ② 要介護者(要介護1～5)又は障害者(身体障害者手帳1～3級、
精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A・B)がいる世帯
- ③ 児童扶養手当の支給を受けている母子家庭等世帯(満16歳以上
の児童がいる世帯は除く)
- ④ その他の世帯

※稲沢市に在住する世帯に限る

**購入から30日以内の内訳が記載されている領収書
(レシート)等**が必要です。(世帯主の申請で、年度1回限り)
まずは下記までご連絡ください。

※感震ブレーカー…一定以上の揺れを感じると自動的に電気の供給を遮断するものであり、各家庭に設置することで出火を予防し、他の家庭等への延焼を防ぐことで、被害を大きく軽減することが期待されます。

稲沢市役所 防災安全課

☎0587-32-1111 (代表)

☎0587-32-1275 (ダイヤル)